



環評審第26号
平成23年9月2日

沖縄県知事
仲井眞 弘多 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城邦滑



恩納通信所跡地リゾート計画に係る環境影響評価方法書の審査について（答申）

平成23年7月29日付け沖縄県諮問環第6号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。

恩納通信所跡地リゾート計画に係る環境影響評価方法書に対する答申

本事業は、恩納通信所跡地を利用し、ホテルや商業施設、ホテル従業員を育成する人材育成施設、観光農園などを開発し、リゾートホテルを中心としたまちづくりを目的としている。

本事業実施区域は、主に草地、畑地及び樹林地であるものの、周辺には沖縄海岸国定公園の特別地域が設定されており、隣接する沿岸域は「自然環境の保全に関する指針[沖縄島編](沖縄県、平成10年3月)」において、「自然環境の厳正な保護を図る区域(ランクⅠ)」と評価されている。また、近傍には県指定名勝である万座毛があり、県指定天然記念物の万座毛石灰岩植物群落が存在している。

以上のことから、環境影響評価の実施に当たっては、慎重かつ詳細な調査、予測、評価を実施させ、その結果を施設配置等の事業内容やその他の環境保全措置に反映させる必要がある。

よって、下記の事項を勘案して方法書の内容に検討を加えさせて環境影響評価を実施させ、可能な限り環境への影響を回避又は低減して自然環境を保全するための適切な環境保全措置を検討させること。

記

【事業計画等】

1 対象事業の規模及び内容について

- (1) 土地利用計画について、本事業実施区域は海岸域に隣接しているが、リゾート施設としての本事業における海岸域の位置づけ、将来における海岸域の利用計画及び維持管理計画等についても具体的に示させること。
- (2) 施設計画については、本事業実施区域内で計画されている道路や通路、施設供用時に設置すると考えられる駐車場、フェンス、夜間照明等も含め、各施設の配置、構造(アスファルト構造なのか透水性構造なのか等も含む)、形状等の内容を平面図、断面図等を用いてより詳細に示させること。
- (3) 土地利用計画及び施設計画については、環境影響評価の結果を勘案させて、再度検討させること。その際は、周辺のアダンなどの自然海岸植生の保全や近傍に万座毛があることを考慮させて、海岸域との間に一定のバッファーゾーンを設けさせること。また、陸側の敷地境界にもバッファーゾーンを設けさせるとともに、建物を設置しない部分については修景させること。
- (4) 水道計画については、水道管の敷設位置、施設別の給水量を詳細に示させるとともに、排水計画と合わせた給排水全体の水収支及びフロー図についても示させること。

(5) 雨水等排水計画については、造成後の集水域の範囲と勾配や、新設排水溝及び既設水路までの集水路の位置、新設排水溝・既設水路・集水路の構造・通水能力、本事業実施区域内に設ける修景池の構造、形状、容量等を詳細に示させること。

(6) 汚水処理計画について

ア 合併処理浄化槽を設置するとしている計画地内のゾーンを明示させるとともに、当該ゾーン内での合併処理浄化槽の設置位置、各合併処理浄化槽に接続する施設、各合併処理浄化槽の規模、処理方式、処理水量、処理水の中水利用量、排水量、排水先等について具体的に示させること。

イ 処理水の中水利用の用途及び使用量についても具体的に示させるとともに、中水利用を促進させて処理水の排水量を減らさせること。

ウ 施設供用時における汚水の処理方法については、最新技術の資料を収集させ、できる限り高度処理を行わせること。また、排水量については、既存の宿泊施設における資料を収集させ、比較検討させること。

(7) 雨水等排水計画及び汚水処理計画について

ア 汚水処理計画において、排水は公共用水域（水路、海）へ排出すると記載しており、処理水を雨水等排水計画における新設排水溝等に排出すると考えられ、また、地元で「ナカンズ」と呼ばれる排水路（以下「ナカンズ排水路」という。）の末端部分が雨水排水の放流位置となっていることから、ナカンズ排水路の構造と通水能力、平常時・降雨時等における通水状況についても示させること。

イ ナカンズ排水路以外の排水路にも放流する場合には、当該水路の位置及び構造・通水能力・通水状況についても示させ、通水状況については、排水路の末端部における水量の内訳（本事業実施区域からの雨水排水量及び汚水処理水量、本事業実施区域外の周辺からの流入量等）について示させること。

ウ ナカンズ排水路等の既設の排水路について、本事業の実施に伴う改修の有無、改修する場合にあっては具体的な改修計画の内容についても示させること。

(8) 緑化計画について

ア 植栽については、敷地を全面的に更地にした後に植栽を行う計画にさせないこと。環境影響評価の結果、重要な植生等の存在範囲については、改変することなく回避する計画とさせ、これらの植生を有効に利用して植栽を行わせること。また、自然環境を残存させる区域（植生保全地）及び緑化を行う箇所を示させた上で、植栽を行う植物の種名や植物の入手先、植栽区域の面積、植栽実施区域、植栽の方法等を図表等を使ってより具体的に示させること。

イ 施設供用時の芝地等の維持・管理について、具体的に示させること。なお、農薬や化学肥料等を散布する計画となる場合には、使用する農薬や化学肥料等の種類、散布時期及び散布量等について明らかにさせること。

ウ 植栽種の検討に当たっては、本事業実施区域の近傍に県指定天然記念物の万座毛石灰岩植物群落が存在していることから、陸域生物（植物）の調査結果を勘案させると

とともに、専門家等の意見を聴取させた上で、同群落及び周辺の自然植生への影響を及ぼすことのないような植物種を選定させ、その内容について記載させること。なお、方法書に記載しているオキナワキヨウチクトウについては、植栽種として用いるか否か再度検討させること。

エ 芝地については、在来種や農薬等の使用量が少なくて済む種を選定させ、その内容について示させること。又は、芝地以外の緑化を検討させること。

(9) 事業内容として廃棄物処理計画についても示させること。当該計画においては、施設供用時における廃棄物の発生量やその処理方法（処理の委託先等を含む）について具体的に示させるとともに、既存の宿泊施設における廃棄物の処理方法等に係る資料についても収集させ、比較検討させること。

2 工事計画について

(1) 工事工程計画については、月ごとの工事工程を、準備書において詳細に記載させること。

(2) 施工計画については、各工事工程における工法、土砂運搬計画（調達先、搬入経路、搬出先等を含む）、資機材搬入計画（搬入経路を含む）、建設機械稼動計画（種類、稼働台数、稼動位置、走行経路等）、赤土等流出防止計画（濁水処理施設や集水路の位置、構造、容量、濁水処理の方法、排水先等）、工事に係る廃棄物処理計画等について、具体的に示させること。

(3) 造成計画について

ア 切土・盛土による土地の高低の変化について、より詳細な平面図・断面図等を用いて示させること。

イ 計画地は最高標高13m、最低標高1mのなだらかな地形となっていることから盛土を計画しているとのことであるが、造成計画縦横断図によると、造成面の高さは0m～約8mと平坦なものとはなっていないことから、盛土を行う理由をより具体的に示させること。

ウ 本事業においては、約110万m³の土砂を搬入する計画となっているが、可能な限り現況地形を活用した造成計画を検討させて土工量を減少させ、土砂等の搬入量を減少させること。

エ 土壤の種類・性質は、粉じんや雨水等の浸透、植物の生育等に關係することから、盛土に用いる土砂等については、その種類、土質、性状を十分に検討させ、準備書に記載させること。

オ 土砂等の搬入に当たっては、本事業実施区域及びその周辺の生態系に影響を及ぼすおそれのある動植物種の混入がないことを確認させ、混入している場合は動植物種を可能な限り除去させること。

カ 事業者自らが土取場等から土砂等を確保する場合には、当該土砂等の採取・運搬等に係る環境影響評価を実施させること。

- (4) 赤土等流出防止計画については、切土・盛土の土工事の進捗によって変化する土地の勾配等を考慮させた沈澱池及び集水路の設置位置について示させること。また、沈澱池や集水路等の赤土等流出防止施設の構造、配置等について、平面図、断面図等を用いて詳細に示させるとともに、濁水の処理方法（自然沈澱方式等）と処理水の沈澱池からの排出方法及び排水先についても示させること。

3 事業計画の検討経緯について

本事業計画の検討経緯には、計画区域の形状の決定経緯、土地所有者との調整状況、地域住民に対する本計画の説明状況についても示させること。また、本事業実施区域内で過去にP C Bなど有害物質等が検出されたことから、その経緯・汚染状況・P C Bの処理状況について関係機関等に聴取させ、準備書に記載させること。

【環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】

4 環境影響評価の手法等に係る全体的事項について

- (1) 本事業実施区域周辺の沿岸域が、「自然環境の保全に関する指針[沖縄島編]（沖縄県、平成10年3月）」において、「自然環境の厳正な保護を図る区域（ランクⅠ）」と評価されていることから、赤土等による水の濁り、水の汚れ、水象、底質、海域生物、生態系（海域生態系）については、屋嘉田潟原海域や万座毛の前面海域まで含めた調査・予測範囲の拡大、調査・予測地点の追加、定量的な予測など、調査や予測の手法を重点化させること。
- (2) 調査地域については、事業実施区域から一定の距離で設定することのみにとらわれることなく、事業実施区域周辺の環境状況と当該環境との連続性・一体性を考慮させて設定させる必要があるが、本事業実施区域周辺には沖縄海岸国定公園の特別地域が設定されていること、また、近傍には県指定天然記念物の万座毛石灰岩植物群落が存在していることから、陸域における調査・予測範囲についてもより広く設定させ、調査・予測地点を追加させること。
- (3) 準備書においては、調査、予測及び評価の結果が適切に把握できる縮尺の図面を作成させること。
- (4) 調査期間及び予測時期については、その期間及び時期並びに設定根拠について示させること。また、各調査項目の特性（例えば、道路交通騒音・振動の状況は、平日と休日あるいは夏休みの時期などで交通量が大きく変動することに左右される）を考慮させて、調査回数を増やさせること。
- (5) 予測方法について、準備書ではより具体的に記載させること。また、定性的に行うとしている予測手法については、可能な限り定量的な手法を用いさせること。

(6) 評価の手法について、複数の案の比較検討を行った場合は、その内容について、具体的に示させること。

(7) 遊歩道の設置など海岸域の利用計画がある場合には、当該利用計画に伴う環境影響についても調査、予測及び評価を実施させること。

5 環境影響評価項目の選定について

(1) 本事業実施区域内の現況の土壤は粒子が細かく、乾燥の時期には風で土が舞い上がり、飛散することが懸念されるが、本事業における盛土によって最終的に表土となる土砂等の性状によっては、現況と同様に、土砂等が飛散するおそれがある。そのため、最終的に表土となる土砂等の搬出先、性状、土質等を明らかにさせた上で、植栽等による最終的な計画地の被覆状況等を考慮させて、「土地の改変による直接的な影響」及び「造成等による一時的な影響」に係る「大気質」を環境影響評価項目として選定させ、粉じんの飛散による影響について環境影響評価を実施させること。また、項目として選定した場合には、調査・予測時期について、天気による変動を踏まえて設定させること。

(2) 盛土による地層の厚さの変化や、盛土に用いる土砂等の性質（透水性等）によって、雨水の地下浸透率が変化することから、環境要素として地下水についても抽出させ、事業特性及び地域特性を考慮させて環境影響評価項目として選定させること。

(3) 施設供用時に農薬や化学肥料等を散布する場合には、施設の供用による土壤汚染を環境影響評価項目として選定させた上で、農薬や化学肥料等の散布による土壤汚染について、環境影響評価を実施させること。

(4) 高さ40mの施設が10棟程度建ち並ぶ計画となっていることから、「構造物の存在」による「日照阻害」を環境影響評価項目として選定させること。また、日照阻害に係る適切な環境影響評価の手法を選定させること。

(5) 「施設の利用車両の走行」による「陸域生物」、「生態系（陸域生態系）」への影響についても環境影響評価項目として選定させ、利用車両の走行に伴うロードキルや道路交通騒音・振動による影響について環境影響評価を実施させること。また、当該影響に係る適切な環境影響評価の手法を選定させること。

〔大気環境〕

6 大気質について

(1) 大気質について、現地調査は行わず、過去の資料の収集整理及び解析による情報を基に環境影響評価を実施するとしていることから、その活用する資料等が本事業実施区域の現況を現しているとする妥当性及び予測・評価において必要とされる水準が確保されることを具体的かつ科学的に示させること。また、必要に応じて現地調査を実施させること。

(2) 粉じん等について

ア 予測項目としている「粉じん等（降下ばいじん）」については、裸地の存在時における風や建設機械の稼働によって舞い上がった表土についても含めさせること。

イ 建設機械の稼動における粉じん等の予測方法については、類似事例の引用による数値解析を行うとしていることから、予測を行う際は、本事業と活用する事例についての類似性から妥当性を十分に検討させ、その内容を示させること。

(3) 施設利用車両の走行に伴う影響については、交通量の変動や交通経路（施設内での交通経路を含む）を考慮させて、調査地点や調査時期等を追加・設定させること。

(4) 大気質に係る予測地点について

ア 建設機械の稼働に係る予測地点については、工事工程や機械使用計画における建設機械の稼働台数や稼働位置、本事業実施区域内に存在する民家の位置も考慮させて設定させること。

イ 資機材運搬車両の走行に係る予測地点については、事業実施区域内における資機材運搬車両の移動経路も考慮させて設定させること。

また、道路計画において、車両の進入経路を国道58号線から北上してきた場合を示しているが、資機材運搬車両及び施設利用車両の走行に係る予測地点は、当該進入経路から外れた北側に設定されている。資機材運搬車両及び施設利用車両は、ともに国道58号線を南下して計画地内に進入する場合も考えられることから、計画地内に進入する村道への分岐点から南側の国道58号線上にも予測地点を設定させること。

7 騒音、振動について

(1) 騒音及び振動の環境影響評価の実施に当たっては、本事業実施区域近隣に配慮すべき施設である小中学校が存在することも考慮させて、調査及び予測地点を追加させること。

(2) 工事中の建設作業騒音及び振動の調査地点は、本事業実施区域近傍の集落内の1地点としているが、騒音又は振動に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を複数設定させ、その設定根拠を示させること。

(3) 道路交通騒音及び振動の調査期間については、適切な時期に1回としているが、本事業実施区域周辺の道路が観光地へ向かう幹線道路であることを踏まえ、平日と休日、繁忙期と閑散期等、年間の平均的な傾向を把握できるような時期に設定させ、その設定根拠を示させること。

(4) 前述の6(4)の大気質に係る予測地点と同様に、騒音・振動に係る調査・予測地点を設定させること。

[水環境]

8 赤土等による水の濁りについて

- (1) 調査項目に「平常時及び降雨時における水路の状況」を追加させること。
- (2) 調査地点について
 - ア 沈澱池からの排水先を考慮させて設定させること。なお、沈澱池からの排水先が既設水路等である場合には、これらの水路にも調査地点を設定させること。
 - イ 屋嘉田潟原における過去から現在までの赤土等による汚染状況について文献調査や関係機関等へのヒアリング等で把握させた上で、当該干潟域における養殖等の状況も勘案させて調査地点を追加させること。
- (3) ナカンズ排水路に設定されている調査地点は、同排水路に設置されている水門付近であるが、水門が開閉されるそれぞれの時期について調査させること。
- (4) 粒度組成、沈降速度に係る試験については、盛土に用いる土砂等についても実施させること。
- (5) 調査期間について
 - ア 降雨時の調査時期を梅雨期、台風期としているが、両時期だけでなく、近年増加している集中豪雨時にも調査させること。
 - イ 台風期に1週間と設定しているが、どのような台風の場合に調査を行うのか（例えば、暴風域に入った台風を対象とするのか、台風の中心が本島を通過した台風を対象とするのか等）、及び台風が襲来しなかった場合の対応を明確にさせること。
- (6) 赤土等の堆積による影響について
 - ア 赤土等の濁水は淡水であるため、排水路等から海域に流れ出たとき、海水と混じり合うまでは海水の表層で濁水が拡散し、海水と混じり合うにつれて赤土等の土粒子が沈降していくことを考慮させて、赤土等の堆積に係る調査・予測地点については、より広い範囲に設定させること。
 - イ 予測時期を「工事による影響が最大となる時期」としているが、赤土等の堆積による影響は、裸地がなくなるなどによって赤土等の濁水の流出がなくなるまで続くことを考慮させて、赤土等の堆積による影響の予測時期を設定させること。

9 水の汚れについて

- (1) 「水域の状況」の調査方法については、現地調査による水路の分布及び流量等に加えて、水路の構造及び容量についても調査を実施させること。
- (2) 「土壤（造成箇所）の状況」の調査地点については、本事業実施区域内の2地点としているが、これまでの土地利用の状況等の調査結果を基に、土壤汚染物質の状況を的確に把握できる地点を追加・設定させ、その地点及び設定根拠を示させること。

- (3) 施設供用後の水の汚れについては、排水量、排水先、排水先の受入可能量、最終的な放流先及び養殖場の位置等を考慮させ、屋嘉田潟原の海域全体を調査範囲とさせて、調査地点等を追加・設定させること。
- (4) 施設供用時に農薬や化学肥料等を散布する場合には、農薬や化学肥料等の散布による水の汚れ、地下水への影響について、環境影響評価を実施させること。
- (5) ナカンズ排水路に設定されている調査地点は、同排水路に設置されている水門付近であるが、水門が開閉されるそれぞれの時期について調査させること。
- (6) 水の汚れによる影響については、C O Dだけでなく、全窒素や全リン、クロロフィル a、塩分についても予測させるとともに、農薬や肥料等による影響と汚水処理水による影響とを合わせた累積的・複合的な影響について予測させること。

10 底質について

- (1) 陸域からの排水等の海域への流入量が変化することによる、排水路河口部の底質（粒度組成等）の変化について、環境影響評価を実施させること。
- (2) 底質の調査項目について、全窒素、全リンを追加させること。
- (3) 底質の調査地点について、水の汚れに係る調査地点の追加・設定の状況と合わせて、設定させること。
- (4) 予測時期について
 - ア 赤土等の堆積による影響を考慮した予測時期を追加させること。
 - イ 施設供用時の予測時期について、「施設の供用開始後定常状態に達した時期」としているが、「施設の供用に伴う影響が最大となる時期」についても予測させること。

11 水象について

- (1) 本事業実施区域には琉球石灰岩が分布している地域があることから、調査項目に「地下水、湧水の状況」を追加させること。
- (2) 潮流の調査地点については、リーフエッジが近いことや小島が存在すること、干潟域が存在することから、本事業実施区域の南側に広がる屋嘉田潟原及びその周辺の状況を文献調査や現地でのヒアリング等により把握させた上で、屋嘉田潟原海域の全体の状況を的確に把握できる地点を追加・設定させ、その設定根拠について示させること。
- (3) 施設供用後の水象に係る影響について、新設排水溝等の排水先、最終的な放流先となるナカンズ排水路、ナカンズ排水路の放流先周辺の環境状況を考慮させて調査地点等を追加させること。

また、予測・評価に当たっては、当該事業の実施によって変化する雨水排水量も含めた排水量、排水路の通水能力等も考慮させること。

- (4) 予測計算範囲は、屋嘉田潟原海域における潮流の変化を把握できる範囲に広げさせること。また、予測方法である数値モデルによるシミュレーション解析については、リーフエッジの存在や干潟域で浅海域であることを考慮させたモデルを十分に検討させ、適切な格子間隔、人工境界条件、現況再現性等を十分に検討させること。
- (5) 予測時期について、「施設の供用時」としているが、供用時の具体的な時期について示されること。
- (6) 盛土・切土による地下水水量の変化も考慮した水収支についても環境影響評価を実施させること。

12 地形・地質について

施設供用時には排水量が増加すると考えられるが、ナカンズ排水路には水門が設置されており、集中的に海域に排水されることも考えられることから、ナカンズ排水路の地先海域及び干潟域における海浜地形の変化・浸食について、環境影響評価を実施させること。

〔自然環境〕

13 自然環境全般について

- (1) 施設供用時に農薬や化学肥料等を散布する場合には、農薬や化学肥料等の散布による陸域生物及び海域生物への影響について、環境影響評価を実施させること。なお、海域生物への影響については、排水、肥料等による富栄養化及び農薬等による生物相への影響について総合的に予測・評価させること。
- (2) 施設供用時に夜間の施設照明や街路灯を設置する場合、並びに工事中に夜間照明を使用する場合には、これらの夜間照明に伴う陸域生物及び海域生物への影響について、環境影響評価を実施させること。

14 陸域生物について

- (1) 切土予定地の樹林地は、比較的良好に回復している可能性があることから、当該区域の状況をより詳細に把握するために、陸域生物に係る調査地点を追加させること。
- (2) 植物の現地調査における踏査ルート及び調査地点が具体的に示されていないが、植物相及び植生の調査地点を設定させるとともに、その設定根拠を示させること。
特に、自然の海岸植生が残っている海岸部及び崖部における植物相及び植生の状況について詳しく把握させること。そのために必要となる適切な調査方法、調査地点等を検討させること。

- (3) 植物相の調査結果の整理に当たっては、植栽計画として熱帯植物を導入する計画となっていることを踏まえ、自生植物と帰化植物等に整理するなど、調査結果の整理の方法を検討させること。
- (4) 本事業実施区域周辺が沖縄海岸国定公園に指定されていることを踏まえ、海岸の植生が適切に把握できるような縮尺（最小限の群落が現れる縮尺）の現存植生図を作成させること。
- (5) 動物の現地調査については、より詳細な調査を行わせるために、踏査ルート及び調査地点を追加させるとともに、水路や湧水、海岸線等に希少種が存在する可能性を考慮させて、これらの場所についても設定させること。また、その設定根拠を示させること。
- (6) 昆虫類の調査期間を4季としているが、昆虫類にも季節性があることを考慮させて、特に水系の昆虫類（ゲンゴロウやトンボ等）が把握できるように調査させること。

15 海域生物について

- (1) 調査項目に「生育・生息環境」を追加させ、排水路の河口部も含む本事業実施区域周辺海域のサンゴ礁、藻場、干潟における地形・底質・気象・海象等の状況や水質汚濁等の状況について把握させること。
また、予測項目の「海域植物の生育環境の改変の程度」については、陸域からの排水等の流入による当該藻場及びその周辺の環境の変化についても予測・評価を実施させること。
- (2) サンゴ類の調査地点については、本事業実施区域の前面海域がダイビングスポットになっていることも考慮させて、調査測線及び調査地点を追加・設定させること。また、調査測線・調査地点の設定根拠を示させること。
- (3) 底生生物の調査地点については、ナカンズ排水路等からの排水先や養殖場の位置等を考慮させて、サンゴ礁、藻場、干潟内において適切な調査地点を設定させること。
- (4) 予測時期について、「敷地の存在時の影響が最大となる時期」及び「施設の供用開始後の定常状態となる時期」としているが、「施設の供用に伴う影響が最大となる時期」についても予測させること。

[人と自然との触れ合い]

16 景観について

- (1) 本事業が海岸の近くにも構造物の設置を計画していること、また、本事業実施区域の前面海域がダイビングスポットになっていることから、調査項目に「海上及び海中における視点場の状況及び当該視点場における景観の状況」を追加させること。

- (2) 景観の調査地点及び予測地点について、その地点及び設定根拠を示させること。また、眺望景観の調査地点及び予測地点として、県指定名勝である万座毛を設定させること。
- (3) 高さ40mの施設が10棟程度建ち並ぶ計画となっており、景観上の影響や心理的圧迫感などが考えられることから、予測・評価に当たっては複数案を設定させて、環境影響評価を実施させること。なお、複数案の設定に当たっては、施設の大きさ、形状、色彩等についてのみならず、建物の建坪率や高さ、配置、構造等を変動させた有意性のある複数案について設定させること。
- (4) 施設供用時に夜間の施設照明や街路灯を設置する場合、並びに工事中に夜間照明を使用する場合には、これらの夜間照明に伴う景観への影響について、環境影響評価を実施させること。

17 人と自然との触れ合い活動の場について

- (1) 調査項目の「主要な人と自然との触れ合い活動の場の利用状況」については、地域住民の海岸利用の有無についても調査を実施させること。
- (2) 調査期間については、夏季、冬季の休日の年2回としているが、調査地点の利用形態等を考慮させた上で調査期間を設定させ、その設定根拠を示させること。
- (3) アクセス特性の変化については、構造物（フェンス等も含む）の存在による海岸へのアクセス形態への影響や、海岸へつながる既存里道の消失等による影響について環境影響評価を行わせ、地域住民等が継続して海岸域へアクセスできるよう、必要に応じて恩納村等の関係機関とも協議させて、アクセス経路や里道を確保させること。

〔環境への負荷〕

18 廃棄物等について

施設の供用による廃棄物等の影響を項目として選定しているが、施設供用時の廃棄物等の影響については、既存のホテル等における発生量や処理状況についても調査させた上で、予測・評価させること。